

第11回 定時株主総会 招集ご通知

2018年3月1日から2019年2月28日まで

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類（連結・個別）
- 監査報告

株主総会参考書類

開催情報

日時：2019年5月28日（火曜日）

午前9時 受付開始

午前10時 開会

場所：埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目
5番地1号

ロイヤルパインズホテル浦和

ロイヤルクラウン（4階）

ウエルシアホールディングス株式会社

証券コード：3141

証券コード 3141
2019年5月10日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシアホールディングス株式会社
代表取締役社長 松本忠久

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2019年5月27日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月28日(火曜日) 午前10時
 2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番地1号
ロイヤルパインズホテル浦和 ロイヤルクラウン(4階)
 3. 目的事項
 - 報告事項 1 第11期(2018年3月1日から2019年2月28日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第11期(2018年3月1日から2019年2月28日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.welcia.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 議決権の行使等については、次頁【議決権行使に関するお願い】をご参照ください。

【ご案内】当社役員・幹部社員との株主懇談会のお知らせ

株主総会終了後、皆様と当社役員・幹部社員との意見交換などを趣旨とする「株主懇談会」を開催する段取りでご案内しております。

なお、諸般の事情により中止させていただくことがあります。その場合は、当社ウェブサイト (<http://www.welcia.co.jp>)において事前にお知らせさせていただきます。

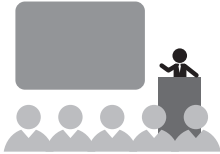
目 次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	
1.企業集団の現況に関する事項	4
2.会社株式に関する事項	12
3.会社の新株予約権等に関する事項	13
4.会社役員に関する事項	15
5.会計監査人に関する事項	20
6.会社の体制及び方針	21
連結貸借対照表	25
連結損益計算書	26
連結株主資本等変動計算書	27
連結注記表	28
貸借対照表	39
損益計算書	40
株主資本等変動計算書	41
個別注記表	42
会計監査人の連結監査報告書	46
会計監査人の監査報告書	47
監査役会の監査報告書	48
株主総会参考書類	49

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

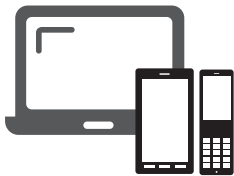
書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2019年5月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C

インターネット等による議決権の行使の場合



インターネットによる議決権行使のお手続きについて（60頁から61頁）をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で（<https://evote.tr.mufg.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、2019年5月27日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善に足踏みがみられるものの、雇用環境等の改善が進み、緩やかな回復基調で推移しております。一方、海外の政治経済の不確実性や将来不安を背景とした節約志向により、個人消費は底堅くも力強さに欠ける状況が続いております。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界は、意欲的な出店等により業界として順調な拡大が続くものの、同業他社や異業種を含めた競争の激化や人手不足を背景とした人件費の増加、2018年4月の調剤報酬改定もあり、当社グループを取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いております。加えて、夏の記録的な猛暑や豪雨、暖冬などの天候要因も季節品の販売に影響がありました。

このような状況におきまして、当社グループは、既存店の改装などウエルシアモデルの積極的な推進、調剤併設店舗の増加（2月末現在1,287店舗）による調剤売上の伸長、お客様への安心の提供と利便性向上を目的とした24時間営業店舗の拡大（2月末現在203店舗）等により、既存店の売上高は好調に推移いたしました。また、健康をキーワードにした商品開発や利便性強化を目的とした弁当や総菜の販売、収納代行サービスの拡大、ネットショッピングなどにご利用いただけるプリペイド式カードの販売、宅配便ロッカーの設置、決済手段の多様化への対応などを積極的に行いました。

2018年3月1日付で東京都内を中心に展開している株式会社一本堂を株式取得により子会社化し、ウエルシアモデルの導入を進めました。同年12月1日付で化粧品専門店を運営する株式会社M A S A Y Aを株式取得により子会社化いたしました。

また、2019年2月28日付で中国地方への出店地域拡大のきっかけとするため、株式会社ジュンテンドーの運営するドラッグストア事業（6店舗）を譲受いたしました。

なお、2019年1月1日より、当社の連結子会社である毎日鈴商業（上海）有限公司の清算手続きに入りました。

出店と閉店につきましては、東北と近畿を重点出店エリアとしてグループ全体で128店舗の出店と24店舗を閉店し、また株式会社一本堂、株式会社M A S A Y Aの子会社化及び事業譲渡による81店舗を加え、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、1,878店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は779,148百万円、営業利益は29,045百万円、経常利益は31,500百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益は17,423百万円となりました。

(2) 品目別売上高の状況

当社グループは、単一事業のため、セグメント情報の開示は行っておりませんので、品目別により記載しております。

(単位：百万円)

区 分	主 要 営 業 品 目	金 額	構成比	前年同期比
医薬品・衛生介護用品・ベビー用品・健康食品	風邪薬、健康食品、胃腸薬、ドリンク剤、保健・ビタミン剤、紙おむつ、粉ミルク、ベビーフード、介護用品	163,777	21.0%	109.4%
調 剤	調剤薬品	129,811	16.7%	113.1%
化 粧 品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品、リップクリーム	136,245	17.5%	111.3%
家 庭 用 雑 貨	洗剤、トイレットペーパー、ペット用品、殺虫剤、文房具、玩具、一般雑貨	116,654	15.0%	110.7%
食 品	菓子、米穀、一般食品	172,971	22.2%	114.5%
そ の 他	酒、煙草他	59,687	7.6%	115.2%
	合 計	779,148	100.0%	112.1%

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規に168店舗を出店したほか既存店につきましても店舗改装を行いました。その結果、設備投資の実施額は22,974百万円となりました。

なお、上記の設備投資の実施額には、賃貸借契約に関わる差入保証金を含んでおります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年3月1日付で株式会社一本堂を株式取得により完全子会社といたしました。

当社は、2018年12月3日付で株式会社M A S A Y Aを株式取得により完全子会社といたしました。なお、みなし取得日を2018年12月1日としております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第8期 (2016年2月期)	第9期 (2017年2月期)	第10期 (2018年2月期)	第11期 (当連結会計年度) (2019年2月期)
売 上 高	528,402	623,163	695,268	779,148
経 常 利 益	20,377	25,723	30,923	31,500
親会社株主に帰属する当期純利益	9,527	14,451	17,166	17,423
1株当たり当期純利益	97円73銭	138円92銭	164円97銭	167円25銭
総 資 産	227,005	247,026	292,238	327,489
純 資 産	103,779	116,233	130,482	143,948
1株当たり純資産	996円62銭	1,113円75銭	1,244円12銭	1,371円76銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。
 2. 第8期より「従業員持株E S O P信託」を導入しております。
 3. 第9期より「株式付与E S O P信託」を導入しております。
 4. 第10期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。
 5. なお、「従業員持株E S O P信託」「役員報酬B I P信託」が所有する当社株式につきましては、自己株式として計上しております。当該自己株式数は、1株当たり当期純利益を求める際に、「普通株式の期中平均株式数」の計算過程で控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり純資産を求める際に、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
 6. 当社は2017年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 対処すべき課題

ドラッグストア業界を取り巻く環境におきましては、出店・価格競争の激化に加え、異業種参入、業務資本提携及びM&A等の生き残りをかけた競争も一段と進行するものと思われます。

このような状況のもと、当社グループは、「ドラッグ&調剤」、「カウンセリング営業」、「深夜営業」及び「介護」を中心としたウエルシアモデルを推進し、その専門性を高めるとともに「24時間営業」に取り組み、お客様へ安心を提供するとともに利便性や快適性を追求してまいります。

加えて、出店戦略の強化を図るなど成長性の向上はもちろんのこと、本部主導のコスト削減等による収益性の向上にも積極的に取り組んでおります。

また、以下の課題についても積極的に取り組んでまいります。

- ① グループ子会社の経営統合効果を発揮すべく、ビジネスモデルの統一等にスピード感をもって取り組んでまいります。
- ② お客様のニーズに応えるべく、薬剤師、登録販売者、調剤事務員及び化粧品担当者等への専門的な教育や優秀な人材の確保に取り組むとともに、これまで以上に従業員教育を充実させ、質の高いカウンセリング営業が実践できる人材の育成に取り組んでまいります。
- ③ 改装等により店舗の活性化を図り、お客様にとって魅力ある売場作りを推し進めてまいります。
- ④ 販売管理費の適正化による収益力の向上に向けて、業務改善に積極的に取り組んでまいります。
- ⑤ M&A等によるグループ規模の拡大に比例してグループリスクも増大することから、企業倫理の周知、行動規範の浸透を図り、今まで以上に内部統制の体制及びリスク管理体制の強化に努めてまいります。
- ⑥ お客様への認知度を高めることによりブランディングの強化に努めてまいります。
- ⑦ 中長期的な視点での取り組みである海外におけるドラッグ事業では、東南アジア諸国での店舗展開を推進してまいります。
- ⑧ グループ子会社である㈱M A S A Y Aの運営する化粧品専門店のカウンセリング営業のノウハウをきっかけに、伸長が続く化粧品市場に対して積極的展開を図り、さらなる事業領域の拡大を目指します。
- ⑨ 企業規模の拡大に伴い社会的責任も拡大することを鑑み、ウエルカフェ、A E D、オストメイト配慮型トイレの設置や、使い捨てプラスチックの削減に向けた環境に配慮した活動等の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成され、「ドラッグストア」を基本として処方箋調剤や医薬品、化粧品、家庭用雑貨、食品等の販売に係る事業等を行っております。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
イオン株式会社	220,007百万円	50.60%	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

②親会社等との間の取引に関する事項

イオン株式会社との取引については、同社グループのP B（プライベートブランド）商品『TOPVALU』及び『ハピコム』の供給を受けており、イオン株式会社の店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とすることを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占める同社グループとの取引金額の割合は約2%と僅少であります。

消費寄託契約により行う消費寄託の金利条件についても、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

上記のように、イオン株式会社との取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基準とし、取引の内容及び条件の妥当性については取締役会で判断しており、非支配株主に不利益を与えないように行っております。

③重要な子会社の状況

事業年度末日における当社の重要な子会社4社は、ドラッグストア事業を行っている会社であります。

(単位：百万円)

	ウエルシア薬局(株)	シミズ薬品(株)	(株)丸大サクラ中薬局	(株)一本堂
資本金	100	48	29	40
議決権比率	100%	100%	100%	100%
項目	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)
売上高	724,725 (100.0%)	17,148 (100.0%)	23,271 (100.0%)	8,611 (100.0%)
売上総利益	221,392 (30.5%)	5,190 (30.3%)	6,307 (27.1%)	2,517 (29.2%)
販売費及び一般管理費	191,543 (26.4%)	4,601 (26.8%)	5,612 (24.1%)	3,070 (35.7%)
営業利益	29,848 (4.1%)	589 (3.4%)	694 (3.0%)	△552 (△6.4%)
経常利益	32,121 (4.4%)	653 (3.8%)	767 (3.3%)	△524 (△6.1%)
当期純利益	18,767 (2.6%)	378 (2.2%)	508 (2.2%)	△654 (△7.6%)

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	56,792百万円	92,337百万円

(13) 主要な事業所の状況

①当 社

住 所： 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

②子会社の事業所

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1) ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 |
| 2) シミズ薬品株式会社 | 京都府京都市下京区西七条北東野町113番地 |
| 3) 株式会社丸大サクラ中薬局 | 青森県青森市大字三内字玉作2番地72 |
| 4) 株式会社一本堂 | 東京都台東区上野3丁目23番6号 |

(単位：店舗)

	ウエルシア薬局(株)	シミズ薬品(株)	株丸大サクラヤ薬局	(株)一本堂	合計
青森県			69		69
岩手県	5		1		6
宮城県	8				8
秋田県			10		10
山形県	15				15
福島県	29				29
茨城県	140				140
栃木県	59				59
群馬県	51				51
埼玉県	181			2	183
千葉県	131				131
東京都	133			41	174
神奈川県	203				203
新潟県	61				61
富山県	38				38
石川県	16				16
山梨県	30				30
長野県	29				29
岐阜県	4				4
静岡県	217				217
愛知県	40				40
三重県	25				25
滋賀県	14				14
京都府	13	57			70
大阪府	116				116
兵庫県	84				84
奈良県	8				8
和歌山県	4				4
島根県	4				4
岡山県	1				1
広島県	1				1
合計	1,660	57	80	43	1,840
調剤取扱店	1,234	24	18	8	1,284
深夜営業店	1,297	51	36		1,384

(14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
8,936名	1,129名 (増)

(注) 上記従業員数には、パート及びアルバイト (19,001名：1日8時間換算) は含んでおりません。

(15) 主要な借入先

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	5,534
株式会社三井住友銀行	3,445
株式会社みずほ銀行	2,413
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,043
株式会社三菱UFJ銀行	1,378

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入残高は、「従業員持株E S O P信託」によるもの972百万円を含んでおります。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社株式に関する事項（2019年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 247,473,600株
- (2) 発行済株式の総数 104,788,248株（自己株式28,590株を除く）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 29,417名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	52,970	50.55
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	2,535	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,166	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,085	1.99
株式会社ツルハ	1,676	1.60
ウエルシアホールディングス従業員持株会	1,641	1.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,325	1.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,295	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,022	0.98
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	967	0.92

(注) 持株比率は、自己株式（28,590株）を控除して計算しております。なお、自己株式には従業員持株E S O P信託が保有する302,800株及び役員報酬B I P信託が保有する203,016株を含めておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 81個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2014年7月17日 至 2044年7月16日
- ⑥ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	43個	普通株式 17,200株	6名

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 60個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,000株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2015年2月17日 至 2045年2月16日
- ⑥ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	49個	普通株式 19,600株	6名

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 31個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 12,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2016年3月17日 至 2046年3月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	29個	普通株式 11,600株	6名

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 45個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2017年2月17日 至 2047年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	41個	普通株式 16,400株	6名

(2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付状況

特記すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池 野 隆 光	ウエルシア薬局(株)取締役会長 ウエルシア介護サービス(株)取締役
代表取締役社長	水 野 秀 晴	執行役員最高業務執行責任者 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長
取締役副社長	松 本 忠 久	執行役員海外事業担当 ウエルシア薬局(株)代表取締役副社長兼営業統括本部兼調剤運営本部 管掌 毎日鈴商業(上海)有限公司董事長 Welcia-BHG(Singapore)Pte.Ltd.ManagingDirector
専務取締役	佐 藤 範 正	執行役員最高財務責任者 ウエルシア薬局(株)専務取締役人事本部長 毎日鈴商業(上海)有限公司監事
常務取締役	中 村 壽 一	執行役員 I R・広報部、経営企画部、総務部、法務部担当 ウエルシア薬局(株)常務取締役教育本部長兼総務副本部長兼人事副本 部長 シミズ薬品(株)取締役
取 締 役	安 倍 崇	執行役員グループ業務改革 I T 担当 ウエルシア薬局(株)取締役情報システム本部長
取 締 役	岡 田 元 也	イオン(株)取締役兼代表執行役社長グループ CEO (株)ツルハホールディングス社外取締役相談役 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)取締役相 談役
取 締 役	竹 中 徹	竹中徹公認会計士・税理士事務所所長 (株)メディアリンクス社外監査役 (株)ナック社外監査役
取 締 役	成 田 由加里	成田由加里公認会計士事務所代表 東北大学大学院経済学研究科教授 (株)サイバー・ソリューションズ社外取締役
監 査 役	宮 本 俊 男	常勤監査役
監 査 役	加々美 博 久	加々美法律事務所所長 日東工器(株)社外監査役 (株)ビー・エム・エル社外監査役
監 査 役	杉 山 敦 子 (現姓 松本)	公認会計士杉山昌明事務所副所長 杉山昌明税理士事務所副所長
監 査 役	市 川 康 生	

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- (1) 2018年5月22日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって、宮下雄二氏は取締役を、松田肇氏は監査役を、それぞれ退任いたしました。
- (2) 2018年5月22日開催の第10回定時株主総会において、新たに安倍崇氏は取締役に、市川康生氏は監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。
- (3) 2018年7月20日、取締役竹中徹氏は逝去により退任いたしました。
2. 取締役成田由加里氏は、会社法に規定する社外取締役であります。
3. 監査役加々美博久氏、杉山敦子氏及び市川康生氏は、会社法に規定する社外監査役であります。
4. 取締役成田由加里氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役加々美博久氏は、弁護士としての資格を有しており、企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役杉山敦子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役市川康生氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 2019年3月1日付で以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
水野秀晴	当社取締役副会長 ウエルシア薬局(株)代表取締役会長	当社代表取締役社長 執行役員最高業務執行責任者 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長	2019年3月1日
松本忠久	当社代表取締役社長 執行役員最高業務執行責任者 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長 Welcia-BHG(Singapore)Pte.Ltd. Director	当社取締役副社長 執行役員海外事業担当 ウエルシア薬局(株)代表取締役副社長兼営業統括本部兼調剤運営本部管掌 毎日鈴商業(上海)有限公司董事長 Welcia-BHG(Singapore)Pte.Ltd. Managing Director	2019年3月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする旨の責任限定契約を定款に定めております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定されております。

取締役の報酬の決定にあたっては、報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から独立役員である社外取締役を委員に含む任意の「役員報酬諮問会議」において報酬制度及び報酬案の妥当性を審議し、その結果を取締役会に助言することとしております。

報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動報酬」から構成されております。

「業績連動報酬」は、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としたグループ全体の売上高、経常利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績評価と連動し決定しております。

なお、社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

②取締役及び監査役の報酬額等

区 分	支給人員	報酬等の額	報酬等の内訳	
			基本報酬	業績連動報酬
取 締 役 (内 社外取締役)	10名 (2名)	306百万円 (6百万円)	224百万円 (6百万円)	82百万円 (-)
監 査 役 (内 社外監査役)	5名 (4名)	19百万円 (12百万円)	19百万円 (12百万円)	(-) (-)
合 計	15名	326百万円	243百万円	82百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年5月23日開催の第9回定時株主総会において年額300百万円以内と決議をいただいております。

また別枠で、2017年5月23日開催の第9回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として当社が拠出する金員の上限として600百万円、対象者に交付及びその売却代金が給付される株式数の上限として210,000ポイント（1ポイントあたり1株）と決議をいただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2009年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額42百万円以内と決議をいただいております。

3. 事業年度末現在の人員は、取締役8名並びに監査役4名です。

4. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額はありません。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

①社外取締役 竹中徹氏

同氏は、竹中徹公認会計士・税理士事務所の所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外取締役を務める株式会社ナック及び社外監査役を務める株式会社メディアリンクスと当社とは取引関係はありません。

同氏が2018年7月20日に逝去により退任するまでに開催された取締役会7回のうち4回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ておりません。

②社外取締役 成田由加里氏

同氏は、成田由加里公認会計士事務所の代表であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外取締役を務める株式会社サイバー・ソリューションズと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ておりません。

③社外監査役 加々美博久氏

同氏は、加々美法律事務所の弁護士であり所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外監査役を務める日東工器株式会社及び株式会社ビー・エム・エルと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち16回に出席し、弁護士としての専門的見地から必要に応じ当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

④社外監査役 杉山敦子氏

同氏は、公認会計士杉山昌明事務所の副所長であり、かつ、杉山昌明税理士事務所の副所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

⑤社外監査役 市川康生氏

就任以来開催された取締役会13回全てに出席、また同期間に開催された監査役会13回のうち全てに出席し、出身分野である金融機関を通じて培った経験及び高い見識を活かし、当社の経営上の有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月21日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適法性・有効性の確保ならびにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループは株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実を図るものとする。
特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するため、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保存・管理の運用を実施する。
 - (2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとする。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。
さらに、当社は、代表取締役社長に直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査を実施する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

- (2) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社及び当社グループに係わる重要事項については当社の経営会議の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理する。また、当社子会社の業務状況については、各社より、定期的に取り締役に出席・報告させる体制を整備している。
内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況を評価し、必要に応じ直接内部監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。
7. 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
(2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。
9. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役及び取締役からの個別ヒアリングの機会を6ヶ月に1回程度設ける。独立性判断基準に基づく社外監査役を選任し、うち1名は弁護士を選任する。

内部統制システムの運用状況

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を7回、社外取締役1名を含む8名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を10回、計17回開催しており、業務に関する重要事項について決議し、さらに、当社子会社から報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、業務執行取締役で構成される経営会議を、毎月1回定期的に開催しており、重要事項について、慎重な検討を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に基づき実施し、取締役及び監査役が当社及び当社子会社の重要な法定文書を、常時閲覧することができる体制を取っております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会及び経営会議に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、当連結会計年度においては、監査役会を17回開催し、各監査役間での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査部門等との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役との個別ヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

③ 当社グループにおける業務の適正確保について

内部監査室において、年間の監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、当社及び当社子会社の諸規程に沿った業務遂行を確認、指導、統制しております。

④ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づきグループリスク管理委員会を、倫理コンプライアンス管理規程に基づきコンプライアンス委員会を設置し、隔月で委員会を開催しております。

また、倫理コンプライアンス違反及びリスクを早期に発見し、また、未然に防ぐため、コンプライアンス委員会及び社外の専門家を通報窓口とする「ウエルシアホットライン」を設置しております。

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況＞

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することに努めます。

企業理念に基づき、社会的良識をもって行動するための指針としてグループ共有の「ウエルシアグループ行動指針」を定めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分における配当につきましては、再投資の為の資金確保と安定的な配当継続を念頭に置きながら財政状態、収益レベル、配当性向などを総合的に勘案することとしております。

内部留保資金につきましては、より一層の収益性向上を図るために、新設店舗及び既存店舗の改装等の設備資金に充当する方針であります。

このような方針のもとで、当事業年度末の配当金につきましては、2019年4月10日開催の取締役会において、1株につき21.00円の剰余金の処分に関する決議をいたしました。(当社は取締役会の決議により、剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。)

1) 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金21.00円

総額 2,200,553,208円

2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月13日

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	144,036	流 動 負 債	140,711
現金及び預金	19,364	買掛金	98,302
売掛金	27,347	短期借入金	11,635
商品	84,527	未払法人税等	6,827
繰延税金資産	2,221	賞与引当金	3,241
その他	10,576	ポイント引当金	34
貸倒引当金	△1	その他	20,669
固 定 資 産	183,453	固 定 負 債	42,830
有 形 固 定 資 産	124,322	長期借入金	8,447
建物及び構築物	70,944	リース債務	19,425
リース資産	34,790	退職給付に係る負債	3,392
土地	12,919	役員株式給付引当金	342
その他	5,668	資産除去債務	7,992
無 形 固 定 資 産	18,810	繰延税金負債	137
のれん	16,181	その他	3,091
その他	2,629	負 債 合 計	183,541
投 資 そ の 他 の 資 産	40,320	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,131	株 主 資 本	143,020
長期貸付金	64	資本金	7,736
差入保証金	31,460	資本剰余金	51,669
繰延税金資産	6,319	利益剰余金	85,333
その他	1,369	自己株式	△1,718
貸倒引当金	△24	その他の包括利益累計額	29
		その他有価証券評価差額金	277
		為替換算調整勘定	△4
		退職給付に係る調整累計額	△243
		新 株 予 約 権	236
		非 支 配 株 主 持 分	661
		純 資 産 合 計	143,948
資 産 合 計	327,489	負 債 及 び 純 資 産 合 計	327,489

連結損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		779,148
売上原価		542,488
売上総利益		236,659
販売費及び一般管理費		207,614
営業利益		29,045
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	32	
受取手数料	469	
協賛金	573	
不動産賃貸料	794	
固定資産受贈益	300	
その他	808	2,979
営業外費用		
支払利息	311	
不動産賃借原価	156	
その他	55	524
経常利益		31,500
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	41	
その他	1	71
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	287	
店舗閉鎖損	9	
減損	2,724	
その他	36	3,060
税金等調整前当期純利益		28,511
法人税、住民税及び事業税	12,354	
法人税等調整額	△1,169	11,185
当期純利益		17,326
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△97
親会社株主に帰属する当期純利益		17,423

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,736	51,667	72,310	△2,333	129,381
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,400		△4,400
親会社株主に帰属する当期純利益			17,423		17,423
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
自 己 株 式 の 処 分		18		617	636
自 己 株 式 の 消 却		△1		1	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△14			△14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	2	13,022	614	13,639
当 期 末 残 高	7,736	51,669	85,333	△1,718	143,020

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	282	△4	△198	78	272	750	130,482
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,400
親会社株主に帰属する当期純利益							17,423
自 己 株 式 の 取 得							△4
自 己 株 式 の 処 分							636
自 己 株 式 の 消 却							－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4	△0	△44	△49	△35	△88	△173
当 期 変 動 額 合 計	△4	△0	△44	△49	△35	△88	13,465
当 期 末 残 高	277	△4	△243	29	236	661	143,948

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

ウエルシア薬局(株)、ウエルシア介護サービス(株)、毎日鈴商業(上海)有限公司、シミズ薬品(株)、(株)B. B. ON、Welcia-BHG(Singapore) Pte. Ltd.、(株)丸大サクラ井薬局、(株)一本堂、(株)M A S A Y A

(注)1. (株)一本堂は、2018年3月1日付で株式取得を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. (株)M A S A Y Aは、2018年12月3日付で株式取得を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2018年12月1日としております。

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

ウエルシアオアシス(株)、(株)函南ショッピングセンター、ウエルシアリテールソリューション(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 ウエルシアオアシス(株)、(株)函南ショッピングセンター、
ウエルシアリテールソリューション(株)

関連会社 (株)クスリのマルエ

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社3社及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、毎日鈴商業（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② た な 卸 資 産

- 商 品……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- 貯 蔵 品……最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、一部の連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～39年
構築物	8年～18年
機械装置	7年～17年
車輛運搬具	5年
器具備品	3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法を採用しております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

④ 投資その他の資産(その他一長期前払費用)……定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ ポイント引当金……一部の連結子会社は、ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の利用実績に基づいて将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……当社グループの取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当連結会計年度末において、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員及び過去勤務費用の費用処理方法
従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年及び8年）による按分額をそれぞれ発生の日より費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

固定資産売却益の表示方法は、従来連結損益計算書上、「特別利益」の「その他」(前連結会計年度1百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため当連結会計年度より、「固定資産売却益」(当連結会計年度28百万円)として表示しております。

6. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株E S O P信託

① 従業員持株E S O P信託の概要

当社が「ウエルシアホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は2020年9月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了後に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末864百万円、302千株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末972百万円

業績連動型株式報酬制度

役員報酬B I P 信託

当社は、当社の取締役及び子会社であるウエルシア薬局株式会社の取締役（以下、「取締役」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 役員報酬B I P 信託の概要

当社が取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める役員株式交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得いたします。その後、当該信託は、交付規程に従い、信託期間中の取締役の地位や業績目標の達成度等に応じて付与されたポイントの累積値（累積ポイント）に基づいた当社株式を、退職時に取締役に交付いたします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末824百万円、203千株であります。

7. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。
投資有価証券（株式） 417百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 90,481百万円
(上記金額には、減損損失累計額が含まれております。)
3. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得原価から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。
建物及び構築物 76百万円
その他（器具備品） 12百万円
計 89百万円
4. 担保に供している資産。
該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数
普通株式 104,816,838株
2. 当連結会計年度末における自己株式の数
普通株式 534,406株
3. 配当金に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年4月17日 取締役会（注1）	普通株式	2,200	21.00	2018年2月28日	2018年5月7日
2018年10月3日 取締役会（注2）	普通株式	2,200	21.00	2018年8月31日	2018年11月5日

(注1) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託、株式付与E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金14百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金12百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月10日 取締役会（注1）	普通株式	利益剰余金	2,200	21.00	2019年2月28日	2019年5月13日

(注1) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2014年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権	27,600株
2015年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権	33,600株
2016年2月12日開催の取締役会決議による新株予約権	18,000株
2017年1月17日開催の取締役会決議による新株予約権	25,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の回収確実性を重視した預金等で運用し、資金調達については主として銀行を中心とした借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は差入先・預託先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び短期借入金は、支払までの期間が1年以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、事業投資計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部については、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

売掛金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、定期的に差入先・預託先の財務状態等を把握しております。

買掛金、借入金及びリース債務については、月次単位で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	19,364	19,364	－
(2) 売掛金	27,347	27,347	－
(3) 投資有価証券	699	699	－
(4) 差入保証金 (※1)	21,132	19,581	△1,551
資産計	68,544	66,992	△1,551
(5) 買掛金	98,302	98,302	－
(6) 短期借入金	7,550	7,550	－
(7) 長期借入金 (※2)	12,532	12,546	13
(8) リース債務 (※3)	24,577	24,600	23
負債計	142,962	142,999	36

(※1) 差入保証金については、金融商品相当額を表示しております。

(※2) 長期借入金については、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(※3) リース債務については、1年以内リース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価は、固定金利については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額432百万円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,371円76銭
- 1 株当たり当期純利益 167円25銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	17,423百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	17,423百万円
普通株式の期中平均株式数	104,175,145株

(注) 従業員持株 E S O P 信託口、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数 (612,907株) に含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,050	流 動 負 債	9,897
現金及び預金	4,382	短期借入金	8,986
前払費用	79	未払金	313
繰延税金資産	4	未払費用	10
短期貸付金	6,529	前受金	71
未収入金	1,049	未払法人税等	29
その他	3	その他	486
固 定 資 産	80,287	固 定 負 債	6,280
有形固定資産	0	長期借入金	5,786
建物及び構築物	0	長期未払金	77
工具、器具及び備品	0	長期前受金	41
無形固定資産	31	役員株式給付引当金	342
ソフトウェア	31	繰延税金負債	32
投資その他の資産	80,255	負 債 合 計	16,178
関係会社株式	80,205	純 資 産 の 部	
長期前払費用	45	株 主 資 本	75,923
その他	5	資 本 金	7,736
		資 本 剰 余 金	63,532
		資 本 準 備 金	36,913
		その他資本剰余金	26,619
		利 益 剰 余 金	6,371
		その他利益剰余金	6,371
		繰越利益剰余金	6,371
		自 己 株 式	△1,717
		新 株 予 約 権	236
		純 資 産 合 計	76,159
資 産 合 計	92,337	負 債 及 び 純 資 産 合 計	92,337

損 益 計 算 書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営 業 収 益		7,478
営 業 総 利 益		7,478
販売費及び一般管理費		1,887
営 業 利 益		5,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 手 数 料	71	
そ の 他	3	79
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
為 替 差 損	0	28
経 常 利 益		5,641
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	166	166
税 引 前 当 期 純 利 益		5,475
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	115	
法 人 税 等 調 整 額	27	143
当 期 純 利 益		5,331

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,736	36,913	26,600	63,513
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			20	20
自 己 株 式 の 消 却			△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	18	18
当 期 末 残 高	7,736	36,913	26,619	63,532

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	5,441	5,441	△2,330	74,360	272	74,633
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△4,400	△4,400		△4,400		△4,400
当 期 純 利 益	5,331	5,331		5,331		5,331
自 己 株 式 の 取 得			△4	△4		△4
自 己 株 式 の 処 分			615	636		636
自 己 株 式 の 消 却			1	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△35	△35
当 期 変 動 額 合 計	930	930	612	1,562	△35	1,526
当 期 末 残 高	6,371	6,371	△1,717	75,923	236	76,159

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法によっております。

但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産 …… 定額法によっております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上方法

役員株式給付引当金 …… 当社グループの取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当事業年度末において、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び業績連動型株式報酬に関する注記については、連結計算書類「連結注記表6.追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3.	記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。	
4.	貸借対照表に関する注記	
	(1) 有形固定資産の減価償却累計額	15百万円
	(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
	短期金銭債権	6,545百万円
	短期金銭債務	269百万円
5.	損益計算書に関する注記	
	関係会社との取引高	
	営業取引 営業収益	7,478百万円
	販売費及び一般管理費	519百万円
	営業取引以外の取引高 営業外収益	4百万円
	営業外費用	9百万円
6.	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当事業年度末における自己株式数	
	普通株式	534,406株
7.	税効果会計に関する注記	
	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	繰延税金資産(流動)	
	未払事業税	4百万円
	その他の	0百万円
	繰延税金資産合計(流動)	4百万円
	繰延税金資産(固定)	
	長期未払金	23百万円
	新株予約権	44百万円
	役員株式給付引当金	50百万円
	関係会社株式	201百万円
	その他の	0百万円
	繰延税金資産小計(固定)	320百万円
	評価性引当額	△266百万円
	繰延税金資産合計(固定)	54百万円
	繰延税金負債(固定)	
	E S O P 信託口	△86百万円
	繰延税金負債合計(固定)	△86百万円
	繰延税金負債(固定)純額	△32百万円
	繰延税金負債の純額	△27百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン(株)	被所有直接 50.60%	消費寄託、 ロイヤルティ の支払、 役員の兼務等	消費寄託 消費寄託の返還 利息の受取 ロイヤルティ の支払 (注)1,2	34,000 37,000 0 458	— — — 未払金	— — — 248

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 消費寄託の金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. ロイヤルティについては、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウエルシア薬局(株)	所有直接 100.0%	経営指導、 資金の貸付、 資金の借入、 役員の兼務等	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 資金の借入 利息の支払 (注)	1,929 3,139 2 13,004 9	— 短期貸付金 流動資産その他 — 未払費用	— 5,678 0 — 0

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

当社はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、子会社との資金貸借取引は、CMSに係るものであります。金利条件については、金利情勢に基づいて決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 728円05銭
(2) 1株当たり当期純利益 51円18銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	5,331百万円
普通株式に係る当期純利益	5,331百万円
普通株式の期中平均株式数	104,175,145株

(注) 従業員持株E S O P信託口、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数 (612,907株) に含めております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月16日

ウエルシアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人

トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石山健太郎		Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平	貴史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウエルシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年4月16日

ウエルシアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石山健太郎		㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平	貴史	㊤

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の構築に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月17日

ウエルシアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	宮本俊男	Ⓔ
社外監査役	加々美博久	Ⓔ
社外監査役	杉山敦子	Ⓔ
社外監査役	市川康生	Ⓔ
	以上	

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため現行定款第2条に定める目的を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1. ～ (条文省略)</p> <p>9.</p> <p>10. 肥料、農薬、金物、ペット用品、動物用医薬品、カー用品販売業</p> <p>11. ～ (条文省略)</p> <p>37.</p> <p>38. ショッピングセンター、貸ビル及びスーパーマーケット、百貨小売業、飲食店、ゲームセンター等の各種店舗の企画開発、建設、管理運営及びコンサルタント</p> <p>39. ～ (条文省略)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1. ～ (現行どおり)</p> <p>9.</p> <p>10. 肥料、農薬、金物、ペット用品、動物用医薬品、カー用品、<u>灯油販売業</u></p> <p>11. ～ (現行どおり)</p> <p>37.</p> <p>38. ショッピングセンター、貸ビル及びスーパーマーケット、百貨小売業、飲食店、<u>コインランドリー</u>、ゲームセンター等の各種店舗の企画開発、建設、管理運営及びコンサルタント</p> <p>39. ～ (現行どおり)</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8	なりた ゆかり 成田由加里 (1964年10月24日生)	1990年11月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 2001年2月 成田由加里公認会計士事務所代表（現任） 2004年2月 成田由加里税理士事務所代表 2010年5月 東北大学大学院経済学研究科教授（現任） 2013年11月 株式会社サイバー・ソリューションズ社外取締役（現任） 2015年5月 当社社外取締役（現任） 2015年7月 P G税理士法人代表社員 2019年1月 朝日仙台税理士法人入社（現任）	株 —
<p>【社外取締役候補者とする理由】 成田由加里氏は、大学院教授としての幅広い知識と経験並びに公認会計士及び税理士としての専門知識及び見識に加え、女性として当社の経営判断に有用な視点を有しております。2015年5月より当社取締役役に在任しており、引き続き独立した立場から業務執行の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			
9 ※	なかい ともこ 中井智子 (1972年11月17日生)	1997年4月 最高裁判所司法研修所入所 1999年4月 最高裁判所司法研修所修了 北村一夫法律事務所入所 2002年11月 中町誠法律事務所入所 経営法曹会議会員（現任） 2012年1月 中町誠法律事務所パートナー（現任） 2014年11月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（現任） 2016年4月 東京大学大学院法学政治学研究科法科大学院客員 准教授	株 —
<p>【社外取締役候補者とする理由】 中井智子氏は、弁護士としての法曹界での専門知識及び見識に加え、女性として当社の企業価値向上のための有用な視点を有しております。法律の専門家として、独立的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			

1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 成田由加里氏及び中井智子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 成田由加里氏及び中井智子氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。
5. 成田由加里氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております（定款第29条）。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定めた額としております。なお、上記の成田由加里氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。また中井智子氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

前任の補欠として任期を引き継ぎ選任されたことにより、本総会の終結の時をもって監査役杉山敦子氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
すぎやま あつこ 杉山 敦子 (現姓 松本) (1974年7月5日生)	1999年10月 朝日監査法人入所 (現有限責任あずさ監査法人) 2003年 4月 公認会計士登録 2016年 9月 公認会計士杉山昌明事務所副所長 (現任) 杉山昌明税理士事務所副所長 (現任) 2017年 5月 当社社外監査役 (現任)	株 —
<p>【社外監査役候補者とする理由】</p> <p>杉山敦子氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識及び見識を有しております。独立的な立場から業務執行の監督を行うとともに、当社の女性の活躍促進を含むダイバーシティの推進に有用な意見を頂くことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外監査役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. 杉山敦子氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉山敦子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 杉山敦子氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる規定を設けております (定款第37条)。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定めた額としております。なお、上記の杉山敦子氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年5月27日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

